

令和7年度事業計画

我が国の国民生活及び社会経済活動に欠かすことができない電力の安定供給と電気設備の保安確保は、今年度もより強く望まれており、自家用電気工作物設置者の事業場において、私たち電気管理技術者が法令に基づいた確実な点検を行うことはますます重要になってきています。近年激甚化している地震、豪雨、台風等の自然災害への備えについても、災害対策規程・指針等の作成も踏まえ検討していかなければなりません。

令和7年度の協会事業の一つとして、昨年10月から開始した第七期目の「保安全管理定期研修会」を各地域にて実施していきます。会員がより質の高い保安全管理業務を行うことができるようにするため、最新の知識及び技術についての研修をテーマとして、これから全会員に受講していただくことになります。

また、コロナ禍の影響を経て、保安全管理基礎講習会などの事業も平常時に戻しながら実施してまいります。各支部においても保安全管理技術研修会の開催等活発な事業展開を行います。

当協会の課題となっている会員数の減少については、会員各位の尽力により、ある程度は歯止めがかかっており、若い世代や女性の方の入会も増加しているところです。令和4年度から実施している「保安全管理業務講習」や新たに導入された「保安全管理業務訓練」を開催するとともに、協会の広報活動も充実させ、今後も会員増加に努めていきます。

一方、電気管理技術者が可能なスマート保安の取組みについては、会員が活用できる点検報告書の展開及び国の制度見直しを踏まえたスマート保安技術の活用について検討していきます。

本会では、電気設備の保安に携わる専門技術者の人材育成・確保に加え、電気保安の高度化に向けた施策の推進、電気事故防止のための様々な施策を推進するとともに、社会の生活基盤を支える電気管理技術者としての資質の向上を図り、さらには電気保安意識の普及及び高揚を通じて、社会へ貢献するために以下の事業を実施してまいります。

I. 公益目的事業

1. 研修、セミナー、人材育成事業

電気技術者等に対する電気の保安に関する専門的知識・技術の向上と電気事故の防止に資するため、次の事業を行う。

- (1) 電気保安管理に関する基礎知識及び技術の習得を目的とする「保安管理基礎講習会」の開催
- (2) 電気事故防止・保安管理業務の新手法、保安管理業務に関する法令、電気使用合理化に関する新技術等の習得を目的とする「保安管理定期研修会（第七期）」及び「保安管理一般研修会」の開催
- (3) 電気の保安管理業務に係る専門的な技術や手法等に関する実技の修得を目的とする「保安管理技術研修会（耐電圧、OCR、GR・DGR、太陽電池）」の開催
- (4) 電気保安に関する講演、研究報告、討論等を内容とする「座学セミナー」並びに電気設備の設置場所における実技研修を目的とする「現地研修」の実施
- (5) 広域災害発生直後の対処方法等の技能修得を目的とする「広域災害対策訓練」の実施及び災害対策規程・指針の検討
- (6) 電気の専門学校や職業訓練校等への講師の派遣、出前授業の実施
- (7) 実務従事期間を減じることが可能となる「保安管理業務講習」（他協会との連携）の開催
- (8) 関東電気保安協会と共同開催する「保安管理業務訓練」の講師派遣

2. 電気事故等に関する調査、情報収集、分析・公表事業

保安管理業務に関する課題、電気事故例、未波及事故例、改善事例等について調査・分析するとともに、広く社会に公表するために、次の事業を実施する。

- (1) 保安管理業務の技術的諸問題等をテーマとする「技術講習会」の開催
- (2) 電気事故再発防止策等に関するテキストの作成と配布
- (3) 電気保安管理業務に関する専門的技術情報や必要情報に関する出版物を発行し広く社会に公表する。
 （会誌「電気管理技術」）
 （点検マニュアル年次点検編）
 （オレンジダイアリ 2026）
 （（仮称）ヒヤリハット報告第2版）
- (4) 電気安全に係る資料の収集及び分析

3. 電気保安意識の向上のための普及・啓発事業

社会一般に対する電気の安全及び電気使用の合理化に関する意識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 国の主唱する「電気使用安全月間」（毎年8月）への参画
 - ア．「電気安全講演会」の開催
 - イ．団扇、ポスター、パンフレット類を配布し電気安全の呼びかけ
 - ウ．公共施設や福祉施設等への安全点検

- エ．電気に関する災害や事故防止のためのパトロール等の実施
- (2) 本部及び各支部のホームページの活用と広報紙「M i R a I」等による広報の実施
- (3) 各地域イベント・祭事等への参加

4. 技術相談、助言、支援事業

- (1) 電気使用における安全確保のための技術相談、助言の実施
電気保安に関する法令、保安管理技術並びに電気使用の合理化について広く社会一般の相談に応じるとともに、技術的内容に関しての指導・助言を行い、適切な保安管理の実施と社会における電気安全意識の普及・向上の推進
- (2) 電気事故や故障発生時における対応支援事業の実施
24時間稼働の「保安センター」等において、電気事故や故障発生時に事業場等からの緊急相談・要請があった場合、応急措置を指導するとともに、状況により現場に出向き、事故の未然防止、拡大防止、早期復旧等を推進

Ⅱ. その他の事業

1. 会員の保安管理業務の支援事業

会員の保安管理業務を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会等の開催、小冊子の発行、資料等の配布などにより、会員の情報共有を図り、保安管理業務に対する共通認識を醸成し、会員相互の支援・協力体制の構築
- (2) 関係法令に基づき国への申請、届出等を会員が的確に行えるよう指導・助言するとともに、国の自家用電気工作物の保安に関する施策や電気使用の合理化に関する施策についての必要情報の会員への周知
- (3) 本会の事業が社会に広く認知・評価されることを目的に、電気関係諸団体における保安等に関する事業に協力するとともに、行政機関や公益団体等の事業への協力
- (4) 入会希望者に対する説明会を定期的を開催するとともに、ホームページ・PR紙を活用し会員の拡大を図る。入会申込者に対する面接等を開催し、適切な保安管理業務の開始に向け指導・支援を行う。
- (5) 会員増加に係る諸課題について検討し、情報共有と必要な対応を行う。
- (6) 保安管理業務の向上と外部委託制度の維持・発展のため、保安管理業務を行っている他法人との情報交換等を行う。
- (7) スマート保安技術の活用を検討する。
- (8) 会員増加に繋がる「電気かんり東京」周知動画の作成

2. 会員の職務倫理の確立に関する事業

- (1) 会員が保安管理業務の職務倫理を深く理解し職務を誠実に実施することが、設置者等からの信頼を得るという認識のもと、個人事業者としての自覚と危機管理意識を確立させる。
- (2) 保安管理定期研修会において75歳以上の会員から運転免許証等の提示を受け確認を行う。

3. その他

- (1) 組織・体制の整備
 - ア. 「本部支部会計の均一化」について継続的に検討し、公益社団法人としての組織体制を整備する。
 - イ. 公益法人法の改正に伴う協会定款・諸規程類の整備
 - ウ. 協会本部移転の可否について検討する。
- (2) 主要行事等
 - ア. 令和7年6月に「第55回定時総会」を開催する。
 - イ. 通常理事会を3回開催する。

以 上